

平成 25 年度税制改正に関する要望

平成 24 年 7 月

名古屋商工会議所

我が国経済は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災やタイ洪水の影響から脱却し、挽回生産が進む自動車産業や復興需要などに牽引される形で急速な回復傾向を示している。

しかしながら、国内には、依然として電力の供給不安の問題や長引く円高問題などが残っており、また、海外をみればギリシャを発端にした欧州債務危機による不安定な金融問題や貿易自由化の遅れなどが山積しており、日本経済の行方は、依然楽観視できない状況にある。

こうした状況にあっては、まさに、日本経済の新成長シナリオを早期に策定し、実行することが急務である。とりわけ、地域経済を支える中小企業の活力を取り戻す支援策に加え、産業の空洞化防止のために諸外国とのイコールフットィングの確保が重要である。

一方で、我が国の財政は、震災復興支援費用や少子高齢化にともない増大する社会保障費の捻出などのために、歳出が歳入の2倍になるという危機的な状況にある。

このため、歳出削減ならびに歳入拡大という大命題に答えなければならぬものの、事業環境の整備など日本経済の新たな成長実現のために取り組むべき課題の早期解決も喫緊の課題と考える。

以上のような考えのもと、名古屋商工会議所では、平成25年度税制改正について次頁以降のとおり要望する。

目次

一、社会保障と税一体改革に関する意見

1. 社会保障給付の重点化や効率化の断行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 徹底的な身を切る行財政改革の断行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

二、個別要望事項

網掛け部分は重点要望事項

| | |
|--|----|
| I. 中小企業関連税制 | 2 |
| 1. 事業承継税制の柔軟な運用 | 2 |
| 2. 中小法人の定義の拡大と適用所得金額の引き上げ | 3 |
| 3. 中小企業の国際化（海外展開）支援税制の拡充 | 3 |
| 4. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充 | 4 |
| 5. 留保金課税の撤廃 | 4 |
| 6. 人材育成促進税制の創設 | 4 |
| 7. 市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設 | 4 |
| 8. 個人事業主の所得税などの負担軽減 | 4 |
| 9. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限が到来する租税特別措置の延長 | 4 |
| II. 企業税制 | 5 |
| 1. 法人実効税率のさらなる引き下げ | 5 |
| 2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充 | 5 |
| 3. 事業所税の廃止 | 5 |
| 4. 印紙税の廃止 | 5 |
| 5. 自動車取得税・自動車重量税の廃止 | 5 |
| 6. 石油に課せられる税の廃止 | 5 |
| 7. 役員給与に係る税制措置 | 6 |
| 8. 企業の少子化対策を支援する税制の創設 | 6 |
| 9. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設 | 6 |
| 10. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃 | 6 |
| III. 土地・資産に係る税制 | 7 |
| 1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減 | 7 |
| 2. 不動産譲渡所得に係る税制の見直し | 7 |
| 3. 不動産取得税ならびに登録免許税の廃止 | 7 |
| 4. 中心市街地活性化のための税制措置の拡充 | 7 |
| 5. 地価税・特別土地保有税の廃止 | 8 |
| 6. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限が到来する租税特別措置の延長 | 8 |
| IV. 地域に係る税制 | 9 |
| 1. 地域防災・減災に係る税制優遇措置の拡充 | 9 |
| 2. 観光事業に係る税制の拡充 | 9 |
| 3. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減 | 9 |
| V. 環境に係る税制 | 10 |
| 1. 地球温暖化対策税導入に伴う中小企業への負担軽減策の創設 | 10 |
| VI. 申告・納税制度 | 10 |
| 1. 社会保障・税共通の番号制度の導入 | 10 |
| 2. 電子申告・納税システム（e-Tax）の整備 | 10 |
| 3. 申告・納税期限の延長 | 10 |
| 4. 効率的で簡素な徴税 | 10 |

一、社会保障と税一体改革に関する意見

近年の世界的な金融不安や東日本大震災などの災害発生が、さらなる我が国の歳出を増加させ、財政悪化に拍車をかけている。こうした中、少子高齢化の下、増大し続ける社会保障費への対応策として、本年6月には、民主・自民・公明の3党による社会保障と税一体改革に関する修正合意がなされ、同月の衆議院本会議で可決された状況にあります。

消費税の引き上げ論議が進み、財政健全化への一步を踏み出したものの、社会保障を安定させる抜本的な対策は置き去りにされており、以下が肝要と考える。

1. 社会保障給付の重点化や効率化の断行

社会保障と税一体改革関連法案では、消費税引き上げが盛り込まれる一方で、社会保障給付の重点化や効率化を図る項目の多くが先送りされており、財政健全化と持続可能な社会保障制度の再構築という所期の目的の解決には不十分な内容となっている。

年々、社会保険料が引き上げられるなか、このままでは、今以上に事業主や現役世代の負担に大きく依存することとなることから、持続可能な社会保障制度確立のために、高齢者の医療費や高所得者の年金給付の見直し、物価下落に伴う年金給付額の改定など、徹底した給付の重点化・効率化を断行すべきである。

2. 徹底的な身を切る行財政改革の断行

増大する社会保障の財源として、消費増税に頼ることも止むを得ないと考えるが、安易に消費税の引き上げに頼るのではなく、国会議員の定数削減や公務員改革など徹底的に身を切った実効性ある改革の断行と更なる歳出削減、中長期的な国家ビジョンを明示し、国民のコンセンサスを十分に得るべきである。

また、国力の維持・発展、雇用の創出・安定化に資する経済成長を阻害することないように、引き上げ時期などについて、十分な配慮ならびに円滑な価格転嫁の確保や複数税率やインボイスの導入回避に留意するとともに、社会保障と税の共通番号制度を早期導入すべきである。

二、個別要望事項

I. 中小企業関連税制

網掛け部分は重点要望事項

1. 事業承継税制の柔軟な運用

わが国経済の活力の源泉である中小企業の円滑な事業承継がなされるか否かは一企業の問題にとどまらず、永年培われてきた経営ノウハウや技能・技術の伝承、雇用機会の維持・拡大など、地域経済にとっても非常に重要な問題である。

そうしたなか、「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の活用も徐々に進みはじめているが、利用促進に当たり適用要件等の一層の緩和が求められている。

今後、必要に応じて柔軟に対応するなど、より活用されるような運用を図りたい。

(1) 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、雇用確保や経済活力の維持に資するためにも、中小企業経営者にとってより使い勝手のよい制度とされたい。

- 計画的な事業承継促進の観点から、制度成立前から既に自社株式の相続時精算課税制度を活用し、生前贈与した分も納税猶予の適用対象に含められたい。
- 猶予税額免除の条件となる株式保有継続期間について、後継者の死亡時ではなく、一定期間経過後に猶予税額の特定割合の納付を持って残額免除とする選択肢についても創設されたい。
- 制度活用後、諸事情により納税猶予額の全部または一部を納付しなくなってしまう場合に、猶予期間の利息としてかかる利子税は、利用者にとって将来の負担に対する懸念となっている。制度活用を促進するためにも利子税のさらなる軽減措置を図られたい。
- 親族外の事業承継についても制度の適用を認められたい。
- 譲渡制限株式を担保とする場合、株券不発行会社であっても持分会社と同様、質権設定承諾書等をもって担保提供に代えることを認められたい。
- 現在の経済状況に鑑み、5年間の雇用の8割維持要件について軽減措置を図られたい。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継にあたっては、依然として相続税・贈与税の負担は大きい。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを勘案のうえ、引き続きその評価方法の見直しについて検討されたい。

特に、類似業種比準価額計算上の基となる標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を2ヵ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高められたい。

(3) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、みなし配当として、最高50%の税率で課税されるが、相続後は株式譲渡益として20%の課税となる特例措置が図られている。

については、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、相続前についてもみなし配当課税を廃止されたい。

(4) 相続税の納税制度について

税制抜本改革法案の3党修正協議の結果、相続税の課税強化については、平成25年度税制改正で必要な法制上の措置を講じること（基礎控除の引き下げなど）が盛り込まれたが、近年、相続税を廃止する国が多くなる中で、我が国の相続税は、国際的に高負担率となっていることから、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないよう、相続税の増税には、慎重に検討されたい。

2. 中小法人の定義の拡大と適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の定義を、平成11年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金3億円以下」に改められたい。また、前年度実現した軽減税率適用の所得額についても、現行800万円から1,500万円に引き上げられたい。

3. 中小企業の国際化(海外展開)支援税制の拡充

大企業の海外進出や国内市場の縮小等に対応するために中小企業においても海外展開が積極化しており、以下の支援税制の拡充をされたい。

- (1) 投資リスクを恐れ、海外進出に二の足を踏む中小企業が多い。対象が国外における資源開発事業に限られている海外投資等損失準備金制度について、海外法人を新設する中小企業もその対象に含めてもらいたい。
- (2) 国際化に係る費用の税額控除。(海外コンサル費用など)
- (3) 海外子会社配当の全額益金不算入。

4. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

現在、企業の廃業率が開業率を上回る状況となっており、新規創業を促すためにも、ベンチャー企業や創業に係る以下の支援措置を実現されたい。

- (1) ベンチャー企業への投資促進の観点から、エンジェル税制における以下の内容を拡充されたい。
 - ①適用企業の要件緩和（売上高成長率(25%超)の引き下げ並びに創業条件3年以内を5年以内へ延長等)
 - ②投資額の所得控除の上限額の引き上げ
 - ③損失繰越控除期間を3年から5年へ延長
- (2) 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。
- (3) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠(1千万円)を創設されたい。
- (4) 社会保険料の会社負担分の大幅な減免措置を創設されたい。

5. 留保金課税の撤廃

留保金課税については、平成18、19年度税制改正における2年続けての大幅な要件緩和により、大半の企業が控除対象になっており、留保金課税の存在意義はなく、法人税との二重課税であるからも全面的な廃止を検討されたい。

6. 人材育成促進税制の創設

中小企業は、経営資源に乏しく、人材の確保や育成が重要課題となっており、採用活動に伴う費用や教育訓練費などを控除する税制措置を講じられたい。

7. 市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設

中小企業の事業創出や育成にとって不可欠な、製品の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置を創設されたい。

8. 個人事業主の所得税などの負担軽減

個人事業者の経営基盤強化のためには、中小企業の軽減税率の引下げに合わせ、個人事業者に対する所得税などの負担軽減を図るべきである。

なお、平成25年度税制改正で所得税の課税強化が検討されるが、海外からの投資や高度人材等の確保、ならびに我が国の人材流出防止の観点からも、慎重な対応が必要である。

9. 平成25年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の延長

保証協会が受ける抵当権の設定登記等に係る登録免許税軽減は、有担保制度利用が促進され、中小企業者の円滑な資金調達に寄与しており延長されたい。

1. 法人実効税率のさらなる引き下げ

法人課税は、平成 24 年度から法人実効税率が国と地方を合わせて約 5%、中小法人の軽減税率が 3%（本則 19%、3 年間の特例措置 15%）引き下げられた。（他方 3 年間は復興増税として 10%の付加税が課せられた。）

しかしながら、国際競争は熾烈さを増していることから、法人実効税率はアジア諸国並みの 20%台、中小法人の軽減税率は 11%以下にさらなる引き下げを行い、国内企業の海外移転防止ならびに海外からの投資呼び込みを図るべきである。

2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充

現在中小法人については、欠損金の繰戻し還付が認められているが、この制度は、本来事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているものであり、企業継続の原則に立ち、その適用停止措置を全面的に廃止されたい。

また、企業をとりまく経営環境は依然、厳しい状況が続いており、現行 1 年とされている欠損金の繰戻し還付期間についても 2 年に拡充されたい。

3. 事業所税の廃止

事業所税の資産割部分は「固定資産税」等と、従業者割は「外形標準化された法人事業税」と二重課税となっており、また企業および人口の集積する都市のみへの課税と都市間の公平性を欠くことから、事業所税を廃止されたい。

4. 印紙税の廃止

印紙税の現行の課税対象は、紙の文書のみとなっており、電子商取引が一般化し、経済取引のペーパーレス化が進展する中、その合理性が失われており、事務負担や公平性の観点からも印紙税を廃止されたい。

5. 自動車取得税・自動車重量税の廃止

道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、取得時の自動車取得税と消費税、保有時の自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）が二重課税になっており、自動車取得税及び自動車重量税を廃止されたい。

6. 石油に課せられる税の廃止

国内産業の発展のためには、国際的なイコールフットイングと国際競争力の維持が必要である。現在、消費税との二重課税になっている石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税など）を廃止されたい。

7. 役員給与に係る税制措置

- ①現行制度では、役員報酬の期中減額などは、損金算入が認められていない。しかしながら、近年業績悪化に伴い、経営責任や資金繰り面から、期中に役員報酬を減額するケースが多くなっている。そもそも、役員給与は職務執行における対価であることから、全額損金算入されたい。
- ②平成 24 年度税制改正で、勤続年数 5 年以下の役員が受け取る退職金の 1/2 課税が廃止されたが、人事功労として 1 期のみ役員登用された場合にも本措置が適用される。については、勤続年数条項は、従業員期間と通算する措置へ改定されたい。

8. 企業の少子化対策を支援する税制の創設

急速に少子化が進展している中で、仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業に対し、従業員を対象とした育児支援サービスの提供に要す経費に対する税額控除制度を創設されたい。

9. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設

「知的財産立国」を目指すわが国にとっては、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であることから、国際特許並びに商標登録などの登録費用の一定割合を税額控除されたい。

また、未利用特許などの活用促進のためにライセンスや特許の取得費用について税額控除あるいは一時損金処理または特別償却制度の創設とともにライセンス供与や譲渡を行う際の所得課税を軽減されたい。

10. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃

退職年金等は国民が自らの努力と責任において、老後の所得確保を図る制度であり、課税によりこうした国民の自助努力を阻むこととなる。とくに、確定拠出年金制度を考えた場合、退職年金業務等を行う法人に課税されるということは運用利回りが低くなることに等しいため、加入促進の阻害要因のひとつになることから、当該法人税を廃止されたい。

*「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置」は、平成 26 年 3 月 31 日まで期限延長済。

1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

(1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

商業地を中心として根強い重税感があることから、企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展に繋げるという観点に立って、税率引下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

(2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀であることに加え、特定業界への負担が大きく公平性に欠けることから廃止されたい。

2. 不動産譲渡所得に係る税制の見直し

平成 16 年度税制改正において、不動産譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止された。

そのため、含み損のある不動産の流通を滞らせるとともに、不動産売却による財務バランスの改善（借入金圧縮等）効果も充分あげられない。よって、法人同様に、個人においても不動産譲渡所得と他の所得との損益通算を認められたい。

3. 不動産取得税ならびに登録免許税の廃止

不動産流通の促進は経済への波及効果が大きく、内需拡大に有効であることに加え、建物に係る取得税等は消費税と二重課税となっている。ついては不動産取得税を廃止ならびに登録免許税を手数料制度（1 件あたり数千円程度）へ改定されたい。

4. 中心市街地活性化のための税制措置の拡充

少子高齢化が進展し人口の減少が予想されるなかで、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい 21 世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。このため、以下の税制措置を講じられたい。

- (1) 中心市街地活性化に資する土地、建物に対する固定資産税について、軽減を図られたい。特に、中心市街地の活性化に大きく寄与する新築・増改築については、一層の配慮を行われたい。
- (2) 郊外からの移転など、中心市街地への人や施設の集中を促すために、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図られたい。

5. 地価税・特別土地保有税の廃止

国土交通省発表による「主要都市の高度利用地地価動向報告(平成 24 年第 1 四半期)」では、地価は下落基調からの転換に向けた動きがあるものの、依然地価は低水準であり、地価税、特別土地保有税の役割が終わっているといえる。

については、平成 10 年より課税が停止されている地価税を廃止するとともに、平成 15 年より課税が停止されている特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止されたい。

6. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限が到来する租税特別措置の延長

不動産登録免許税等に係る軽減措置は、免許税や印紙税自体の廃止を要望していることから、以下の投資減税のみ延長されたい。

- (1) 既存住宅のバリアフリー改修及び省エネ改修の投資減税の延長。

IV. 地域に係る税制

網掛け部分は重点要望事項

1. 地域防災・減災に係る税制優遇措置の拡充

東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震が予想さる中、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から得た教訓をもとに、耐震のみならず、津波や液状化などを含めた幅広い防災等への対策強化が急務である。よって、対策促進のために、以下の税制を導入されたい。

- (1) 現在、住宅向けには「耐震改修促進税制」があるものの、事業用建築物にはない。事業用で一定規模以上の特定建築物については、「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」（平成 22 年度に廃止）により一定の耐震化が進んだ実績がある。については、優遇税制の対象外であった一定規模未満の事業用建築物についての耐震改修促進税制の創設をされたい。
- (2) また、事業用建築物について、規模に関わらず、耐震以外の津波・液状化に対する促進税制を講じられたい。
- (3) 個人住宅に適用される「耐震改修促進税制」についても、適用範囲を耐震以外の津波・液状化対策まで拡大するとともに、その控除額【工事費の 10%（最大 20 万円）】を拡充されたい。

2. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場（工場・工房等）や歴史的文化的価値の高い産業文化財（産業遺産・工場遺構等）などを観光資源としているが、維持負担が大きい。

そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

3. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減

平成 20 年度税制改正において暫定措置として地方法人特別税が創設されたが、本来、地方間の財政力の格差は、地方交付税による調整を行うべきであり、地方分権推進の主旨にも反する。よって、地方法人特別税は早期に廃止されたい。

V. 環境に係る税制

1. 地球温暖化対策税導入に伴う中小企業への負担軽減策の創設

平成 24 年度税制改正により、平成 24 年 10 月から石油石炭税率に上乘せする形で地球温暖化対策税が盛り込まれたが、エネルギーコストの上昇が進む中において、中小企業への影響が懸念される。そのため、中小企業の省エネ設備導入を重点的に支援することやエネルギー多消費産業への減税措置などを講じられたい。

VI. 申告・納税制度

網掛け部分は重点要望事項

1. 社会保障・税共通の番号制度の導入

平成 23 年度税制大綱において早期導入が望ましいとされた社会保障・税に関わる番号制度は、公平かつ効率的な課税推進の見地から、社会保障番号等との一元化のうえ早期に導入すべきである。

ただし、導入にあたっては、個人情報取り扱いに配慮し、情報漏えいの防止に万全を図り、国民の不安を払拭するための措置を十分に講じられたい。

2. 電子申告・納税システム(e-Tax)の整備

現在の電子申告・納税システム(e-Tax)では、別途郵送が必要な添付証憑等が多く、企業の事務負担となっている。それらの早急な電子化を図るとともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

3. 申告・納税期限の延長

法人税と消費税の申告・納税期限は、原則、事業年度終了の翌日から 2 ヶ月以内となっているが、株主総会を 3 ヶ月以内と定めている会社法との整合性が保たれていない。また、欧米諸国も 3 ヶ月以上の国が多いことと、海外子会社を持つ企業の事務負担を勘案して、申告・納税期間を 3 ヶ月に延長されたい。

4. 効率的で簡素な徴税

現在わが国では、国と地方自治体(県・市町村)それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、これらを一元化し、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図られたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなっている。企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられており、税務と会計の整合性を確保されたい。

以上